

## 地域伝統芸能等を活用した行事の活用による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律

### 1. 案内情報

- 手続名 : 支援事業実施機関の指定
- 手続根拠 : ・地域伝統芸能等を活用した観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第8条  
・地域伝統芸能等を活用した行事等に係る支援事業実施機関に関する省令第1条
- 手続対象者 : 基本計画に基づき実施される活用行事を支援することを目的として設立された民法第34条の法人
- 提出時期 : 支援事業実施機関の指定を申請しようとするとき
- 提出方法 : 国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、文部科学大臣及び総務大臣連名あての申請書を5部作成し、総合政策局観光部観光地域振興課観光レクリエーション計画室に提出して下さい。
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : ・定款又は寄付行為  
・登記簿謄本  
・申請日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表（申請日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）  
・役員名簿及び履歴書  
・指定の申請に関する意志の決定を証する書類  
・組織及び運営に関する事項を記載した書類  
各5部
- 申請書様式 : なし
- 記載要領・記載例 : なし（名称及び住所並びに代表者の氏名、事務所の所在地、支援事業の開始の予定日を記載）

### 2. 窓口業務

- 提出先 : 国土交通省総合政策局観光部観光地域振興課観光レクリエーション計画室  
03-5253-8111（内線27-255）
- 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- 受付窓口 : 国土交通省総合政策局観光部観光地域振興課観光レクリエーション計画室

### 3. 手続情報

- 審査基準 : 地域伝統芸能等を活用した行事による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第8条
- 標準処理期間 : 60日
- 不服申立方法 : （行政不服審査法の規定による）